

## 独占禁止法における調査権限

	行政調査		犯則調査	
調査形態	任意調査 (法に明示の根拠規定なし)	間接強制調査 (相手が正当な理由なく拒絶する 場合、罰則の適用あり)	任意調査 (相手が応じない場合、強制手段なし)	直接強制調査
権限の行使者	-	委員会から 審査官の指定を受けた者 (法第 47 条 2 項)	委員会から犯則事件調査職員の指定を受けた者 (法第 101 条)	
許可状の要否	否	否	否	要 (法第 102 条)
処分・権限	出頭依頼	出頭命令 (法第 47 条 1 項 1 号)	出頭依頼 (法第 101 条 1 項)	-
	任意聴取	審尋 (法第 47 条 1 項 1 号)	質問 (法第 101 条 1 項)	-
	報告依頼	報告徴収 (法第 47 条 1 項 1 号)	官公署等への報告徴収 (法第 101 条 2 項)	-
	提出依頼	提出命令 (法第 47 条 1 項 3 号)	任意提出物件等領置 (法第 101 条 1 項)	差押え (郵便物等を含む) (法第 102 条・103 条)
	物件領置	物件留置 (法第 47 条 1 項 3 号)	所持品等検査 (法第 101 条 1 項)	臨検・搜索 (法第 102 条)
	任意臨場	立入検査 (法第 47 条 1 項 4 号)		
	-	-	-	解錠・開封等 (法第 107 条)
	-	-	処分中の出入りの禁止 (法第 108 条)	
身分の証明	-	証明書携帯・提示義務 (立入検査時：法第 47 条 3 項)	証票携帯・提示義務 (質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え時：法第 106 条)	
警察官の援助	-	-	-	求めることができる (法第 110 条)